

平成21年第1回三笠市議会定例会

平成21年3月6日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 4番 齊藤 且氏
 - 6番 武田 悌一氏
 - 3 会期の決定
平成21年3月 6日
20日間
平成21年3月25日
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - 5 議 事
 - 6 散会宣告
-

○議事日程

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 平成20年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号） |
| 日程第 5 | 報告第1号から報告第3号までについて |
| 日程第 6 報告第4号 | まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 7 | 議案第21号から議案第29号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第 8 | 議案第1号及び議案第2号について |
| 日程第 9 | 議案第3号から議案第13号までについて |
| 日程第10 議案第14号 | 桂沢水道企業団規約の変更に関する協議について |
| 日程第11 議案第15号 | 平成20年度三笠市一般会計補正予算（第4回）について |
| 日程第12 | 議案第16号から議案第20号までについて |
| 日程第13 議案第30号 | 三笠市公平委員会委員の選任について |
-

○出席議員(11名)

議長	5番	高橋	守氏	2番	岩崎	龍子氏
	3番	佐藤	孝治氏	4番	齊藤	且氏
	6番	武田	悌一氏	7番	儀惣	淳一氏
	8番	猿田	重夫氏	9番	谷津	邦夫氏
	10番	藤浪	成憲氏	11番	扇谷	知巳氏
	12番	熊谷	進氏			

○欠席議員(1名)

副議長 1番 丸山修一氏

○説明員

市長	小林	和男氏	副市長	西城	賢策氏
総務部長	森原	裕氏	総務課長	星野	直義氏
財務課長	右田	敏氏	企画経済部長	松本	哲宜氏
企画振興課長	須河	恵介氏	農林課長	松浦	基晴氏
商工観光課長	中村	正法氏	環境福祉部長	澤上	弘一氏
市民生活課長・ 選管事務局長	内田	克広氏	福祉事務所長	阿部	弘之氏
保健福祉課長	永田	徹氏	建設部長	中沢	敏男氏
建設管理課長	金子	満氏	建設課長	米田	廣文氏
水道課長	作佐部	盛秀氏	教育委員長	大野	政行氏
教育長	富樫	繁樹氏	教育次長	黒田	憲治氏
学校教育課長	栗山	俊彰氏	社会教育課長	田中	哲也氏
博物館長	長谷川	浩二氏	病院事務局長	吉田	正幸氏
消防長	富田	照男氏	消防署長兼 総務予防課長	辻道	元信氏
消防課長	石岡	竹志氏	生活安全センター長	西原	淳志氏
監査委員	宇野	政美氏	監査委員事務局長	土岐	学氏

○出席事務局職員

議会事務局長 北山一幸氏 総務係長 豊口哲也氏

◎開 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） ただいまから、平成21年第1回定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（高橋 守氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（高橋 守氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、4番齊藤議員及び6番武田議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（高橋 守氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月25日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

会期は、20日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（高橋 守氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みといたします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) それでは、行政報告を申し上げます。

報告第1号、市長の行動報告につきまして、そこに記載のとおりでございますが、2月4日、特別交付税に関する要望ということで上京いたしまして、まず国会関係では、衆議院議員の飯島夕雁議員、それから小平忠正議員、鈴木宗男議員の議員会館を訪問いたしました。在宅であったのは小平忠正氏でしたので、そこで特別交付税について十分説明し、協力をお願いしてきたところでございます。なお、鈴木宗男議員はおりませんでしたので、秘書の方に要望事項を申し上げてお願いしてきたところでございます。飯島議員については、2月4日、お留守であったのですけれども、翌日2月5日に三笠のほうに所用があって飯島議員が来られたものですから、そのときに昨日秘書のほうにお願いしたことを再度申し上げまして、特別交付税についての要望をいたしたところでございます。

参議院議員につきましては、そこに記載されております6名の議員会館のほうを訪問いたしまして、在宅でありましたのが中川義雄議員、それから伊達忠一議員、それから小川勝也議員、ほかの風間議員、峰崎議員、橋本議員につきましては留守でしたので、秘書の方に申し上げまして、また3名の議員につきましては、時間をとっていただきまして説明し、なおその上で、中川議員、それから伊達議員、小川議員からは、総務省のほうにわざわざ電話をしていただきまして、私のほうでその後、総務省に行ったところでございます。

総務省のほうでは、事務次官、自治財政局長、財政課長、交付税課長等、主な4名の方にお会いいたしましたけれども、事務次官については留守でありましたので、秘書官のほうにお渡しして要望したところでございます。その他、自治財政局長もおりましたものですから、そこで事情を説明いたしました。なお、この特別交付税について、一定の力を持っております財政課長にお会いいたしました。財政課長の前歴は、交付税課長でございまして、御承知のように三笠が例の産炭地振興基金のいわゆる借入のときの、新聞ではやみ起債という表現したときの交付税課長でございまして、大変あのときにはおしかりをいただいたのですけれども、その後の三笠の健全財政化へ向けての取り組みを評価していただきまして、この日お会いしたときには、大変機嫌よく私どものお話を聞いていただきました。大変、私どもありがたく思っているところでございます。交付税課長にもお会いいたしまして、同じくお願いしたところでございます。

以上が特別交付税に関する要望でございました。

続きまして、三笠高等学校の存続を求める陳情行動ということで、2月23日、北海道知事、それから北海道教育委員会、それから空知教育局、それから北海道議会議長、それから北海道議会地元選出議員であります稲津道議、北道議、河合道議、稲村道議にお会いいたしまして、私と高橋市議会議長、それから富樫教育長、3名を中心にして最後の最後まで存続に向けての要請行動をしているのでよろしくお願ひしますということで要望いたしたところでございます。

続きまして、報告第2号火災発生についてでございますけれども、御承知のように、1月15日午前6時4分に消防のほうに通知がございました。出火場所につきましては、弥生町3丁目3番地70というところでございまして、出火元であります木造モルタル塗り亜鉛板ぶきの1階建て居住専用住宅がほぼ全焼いたしました。その火が隣のうちにも移りまして、一部屋根裏が燃えたということで、あとはもう水浸しの状態でございます。罹災世帯はそこに記載しているとおりでございます。お二人とも家を使えませんから、直ちに罹災された方と相談いたしまして、現在、弥生の公営住宅のほうに入居していただいているところでございます。出火原因、被害額については、現在調査中と。なお、この火災による負傷者等についてはありませんでした。

以上、報告第1号並びに報告第2号について行政報告いたします。

◎議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号総務部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですので、報告第2号消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 監報第1号 平成20年度定期監査及び例月出納 検査の実施結果報告について

◎議長（高橋 守氏） 日程の4 監報第1号平成20年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、監報第1号平成20年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第1号から報告第3号までについて

◎議長（高橋 守氏） 日程の5 報告第1号から報告第3号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第1号、議会運営委員会所管事項調査の報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第2号、総務経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第3号、民生建設常任委員会所管事項調査報告についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号から報告第3号までについては、報告済みとします。

◎日程第6 報告第4号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について

◎議長（高橋 守氏） 日程の6 報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇報告願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇）

◎まちづくり活性化調査特別委員会委員長（谷津邦夫氏） 平成19年第1回臨時会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成20年第4回定例会で報告した以降の調査結果を御報告いたします。この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑、答弁等内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

平成20年第4回定例会以降、1月23日、2月20日の2回開催いたしました。1月23日開催の委員会では、市営バスの運行について調査を行いました。

主な調査内容としまして、一つに利用状況について、二つに萱野線の利用実態について、三つに路線別の運行コストについて、四つに時刻別乗車人員について、五つに萱野線停留所別乗降者人員について調査し、行政から資料説明を受けた後、各委員からの質疑と答弁があり、調査を終了いたしました。

続いて、2月20日の委員会では、市立三笠総合病院改革プランについてをはじめとする2件について提示のあった資料をもとに調査を行いました。

主な調査内容といたしまして、一つに市立三笠総合病院改革プランについて。その内容は、市立三笠総合病院改革プラン策定にかかわる検討及び経過説明について、院内における検討・説明経過について、市庁内における検討・説明経過について、収支計画の概要について、改革プラン素案に反映する追加改善対策（案）等について、市立三笠総合病院改革プランの概要について、経営効率化の計画における具体的取り組み内容について、改革プランに基づく収支計画について、庁内職員意見・提言事項及び回答内容について。

それから、二つに市内小中学校の統合については、統合決定までの経過について、岡山・萱野小中一貫教育の教育課程特例校の認定及び廃止について調査し、行政から資料説明を受けた後、各委員からの質疑と答弁があり、調査を終了いたしました。

以上をもちまして、本委員会の調査結果について御報告とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

◎議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第21号から議案第29号までについて
（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（高橋 守氏） 日程の7 議案第21号から議案第29号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長、教育長から平成21年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められていますので、順次発言を許可します。

初めに、平成21年度市政執行方針について市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 平成21年第1回定例会の開会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

早いもので、私が市長就任以来、本年で7年を迎えるところとなりました。

この間、私はふるさと三笠を愛する熱い思いを胸に、「自らのまちは自らがつくる」という地方自治の理念を基本に、皆さんとともに新たなまちづくりを目指し、全力を挙げて取り組んでまいりました。

これからも、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という思いを大切に、これまで以上に市民並びに市議会議員の皆さんとともに考え、ともに協力し合いながら、協働のまちづくりに邁進してまいりたいと考えているところであります。

近年、世界においては、金融市場の混乱、原油価格の記録的高騰、それに伴う経済の先行き不安や雇用問題、加えて、人類の生存にかかわる気候変動問題、また開発途上国での貧困との闘い、それに起因する内戦、さらには国際経済の中における食品の安全問題など、多くの課題を抱えております。

また、我が国の社会経済情勢においても、世界経済の影響をもろに受け、雇用問題をはじめ、少子・高齢化の進展、景気回復や格差社会の問題、社会保障制度の信頼失墜問題、環境・エネルギー問題、そして食の安全問題など多くの課題を抱えており、北海道においても、道州制・支庁制度改革・財政再建問題などが浮き彫りとなっており、他の課題も含め、国と同様に苦境にさらされております。

こうした中であって、本市は、国の行財政改革に名をかりた地方交付税の削減や定住自立圏構想などによる地方自治の格付化を意図した小規模自治体の弱体化などにより、厳しい環境に置かれており、一層の財政健全化と自立したまちづくりに取り組まなければならないと考えております。

このため、国や道、そして市は、それぞれの役割に応じた課題解決に向けた具体的な対応が求められております。

私は、このように私たちを取り巻く諸情勢の変化にひるむことなく、むしろこの機を逃さず、時代の変化こそ絶好のチャンスとしてとらえながら、市民の皆さんに約束した公約の実現に向け、変革の時代の風にしたたかに挑戦してまいりますので、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、本年度のまちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

初めに、「自立ができ、住んでよかったと思えるまちづくり」であります。

私は、市民の総意のもとでつくられた三笠市振興開発構想を具体的に取り組み、市営住宅の建てかえや「イオン三笠ショッピングセンター」周辺の開発、各種農業者支援施策、また健康増進施設として誘致した「太古の湯」の開設などによって、活力に満ちたまちづくりを着実に進めております。

また、少子・高齢化が年々進行する社会情勢を踏まえ、子供たちの安全対策、いじめ問題への対策、高齢者の福祉対策など、社会的弱者への支援の充実に努めなければならないと考えております。

二つ目には、行財政改革の継続であります。

今日、本市においては、国の構造改革や地方分権推進の流れに対応を迫られる一方、高度情報化社会の到来、多様化する市民ニーズ、逼迫した市立病院の経営問題など、内外情勢の変化により、依然として厳しい財政運営を強いられております。

特に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、健全化の判断基準が定められたことから、第3次三笠市行財政改革大綱及び推進計画並びに公債費負担適正化計画の確実な遂行に努め、健全な財政構造の確立を目指してまいります。

また、財政状況の透明性を高めるため、複式簿記の考え方の導入を図り、一般会計の各

会計を含めた連結ベースでの公会計の整備について、国の動向を見据えて検討を進めてまいります。

あわせて、本市の主要財源である地方交付税は、今後も削減が予測されることから、さらなる事務事業の見直し、民間委託の推進などにより歳出の削減を図るとともに、公共施設の使用料、各種手数料の改定を実施し、平成22年度から始まる第4次三笠市行財政改革大綱及び推進計画の策定にも着手いたします。

さらに、市税等の納付の利便性向上を図るため、郵便局での窓口納付を実施し、あわせて来年度からコンビニエンスストアにおいても納付できるよう準備を進めるとともに、悪質滞納者への取り組みでは、動産差し押さえを含めた法的措置の強化や回収専門会社による市外滞納債権の回収委託のほか、ネットオークションの活用により収入の確保を図り、市民負担の公平化に努めてまいります。

次に、総合計画の基本的方針に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「健康で安心してすごせるまち」であります。

子供からお年寄りまで、市民一人一人が健康に生きる喜びと希望を持って安全・安心な生活を送るための環境づくりや互いに支え合う地域社会の構築を図り、地域福祉の推進と健康で安心して過ごせるまちづくりを進めてまいります。

健康づくりについては、健康寿命を延ばし自立した生活を送るための自覚を促し、健康に対する知識を身につけることを目的に、各種健康診査や健康相談、健康教室を実施するほか、温浴施設を利用した生活習慣病予防水中運動教室を引き続き実施し、市民の健康づくりの充実に努めてまいります。

また、近年、世界的な脅威とされる新型インフルエンザの発生が懸念されており、その対策を講じた行動計画を策定し、安全・安心の確保に努めてまいります。

市立病院は、経営健全化のため、昨年度策定した改革プランを着実に実行することで、経営の安定化に努め、市民が安心してかかれる病院づくりに取り組んでまいります。

また、全国的な問題である医師不足の状況は、市立病院においても同様であり、医師確保を最重要課題と位置づけ、大学をはじめ関係機関及び民間医療機関への派遣要請に努めてまいります。

さらに、近隣医療機関とより強固な連携を深め、地域医療体制の確保、特に救急医療の維持・充実に努めてまいります。

なお、本年度も安全・安心な医療体制を維持するため、医療機器等について必要な整備を行ってまいります。

国民健康保険については、後期高齢者医療制度との均衡を図るため、葬祭費について見直すとともに、出産一時金については、国の制度変更に合わせて見直しをしてまいります。

また、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、昨年4月から医療保険者に義務づけとなった特定健康診査及び特定保健指導を引き続き実施するとともに、健康優良家庭

表彰を実施し、家庭における健康管理に対する意識の高揚に努めてまいります。

地域福祉については、高齢者等が地域の方々と触れ合い、また、地域ぐるみで見守り、支え合う活動として、小地域ネットワーク活動の拡充に努めてまいります。

また、町内会などと協働で行っている、ぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉については、第4期高齢者保健福祉計画に基づき、総合的・効果的なサービスを提供してまいります。

また、福祉タクシー利用対象者を拡大し、高齢者の生活に必要な移動手段の確保に努めるとともに、生活確認情報を離れて暮らしている家族などに伝送し、安否が確認できるサービス事業についての情報提供を行ってまいります。

介護保険については、第4期介護保険事業計画に基づき、要介護認定者などの状態に応じた適切なサービスを提供してまいります。

また、心身の老化を防ぎ、いつまでも自分らしく元気に暮らすことができ、要介護状態になることを予防するため、温浴施設を利用した介護予防水中運動教室を実施するとともに、介護予防に関する知識の普及啓発を図るため、地域訪問事業を実施してまいります。

児童福祉については、保育所における各種保育事業、児童館における放課後児童クラブや子育て支援事業に加え、老朽化している三笠保育所の屋根のふきかえを実施し、子供たちが健やかに育つための環境づくりに努めてまいります。

母子福祉については、国の出産・子育て支援の拡充に向けた取り組みに合わせ、通常、妊娠から出産までに必要な妊婦一般健康診査14回分をすべて無料化し、出産を控えた家庭の経済的負担の軽減を図り、健やかな妊娠・出産のための環境づくりに努めてまいります。

障害者福祉については、地域での社会参加と自立した日常生活のため、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスやコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業のほか、視覚障害者などが通院、社会参加のために利用するタクシー料金の一部助成を引き続き実施してまいります。

生活保護については、生活保護法に基づき、適正実施に努めるとともに、稼働年齢層の生活保護受給者に対しては、訪問指導の強化などにより、能力の活用や就業阻害要因などの問題解消に努め、生活保護法の目的の一つである自立の助長を進めるため、ハローワークと連携し、就労支援に努めてまいります。

交通安全については、5年連続で痛ましい交通死亡事故が発生していることから、関係機関、団体などと連携協力し、積極的な啓発活動や交通弱者を対象に実践的な交通安全指導を行い、交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、関係機関・団体などと十分に連携を図りながら、防犯意識の高揚や犯罪のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

消防行政については、安全・安心なまちづくりを推進するため、小型動力ポンプ付水槽

車及び消防ポンプ自動車の更新と消防本部庁舎の自家発電設備の更新を行い、消防力の充実強化を図るとともに、消防機関と地域住民が連携を密にし、地域ぐるみの自主防火活動を展開してまいります。

また、住宅火災による死傷者を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置促進を積極的に行ってまいります。

さらに、救命率の向上に向け、医療機関と連携し、救急隊員の資質の向上を図るほか、AEDの操作方法を市民に広く普及させるため、応急手当の講習会を開催してまいります。

防災については、関係機関・団体などと連携を密にし、地域防災力の向上・強化に努めるとともに、自主防災組織の結成を促進し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

治水、利水を目的とした幾春別川総合開発事業は、昨年11月7日に基本計画の変更が告示され、今後、平成27年度の完成に向け、本格的な事業の推進が図られるものと期待しております。

新桂沢ダムは、ダム堤体着工を前に、取水放流設備工事が来年度の完成を目指し、順調に進められており、三笠ぽんべつダムについても、関係機関との協議が開始されることから、一刻も早く両ダムを完成し、ダム関連事業を推進するよう、引き続き国等に強く要請してまいります。

また、本市の振興開発構想に基づく桂沢湖周辺開発の意見・要望が、本事業に大きく反映されるよう努めてまいります。

さらには、幾春別地区の地すべり対策事業の整備促進について、北海道へ引き続き要請し、地域の安全向上に努めてまいります。

次に、「活みなぎり元気に働けるまち」についてであります。

地域産業の振興は、地域の活性化そのものであります。

このため、農業をはじめ地場産業の支援、新産業の創出、企業誘致、商工業・観光など、これらを緊密に連携させながら、地域産業の振興やたくましい産業構造の構築を図り、働きやすい環境づくりを目指して、活みなぎるまちづくりを進めてまいります。

農業については、農産物の加工による高付加価値化や都市と農村との交流の場となる滞在型の交流体験農園の検討、市場性の高い作物づくりのため、クリーン農業への取り組みを進めるとともに、従来からの消費拡大活動に加え、安全・安心な地元農産物の生産に向けたEM栽培技術の試験研究を新たに実施する三笠市農産物振興事業や、適正な施肥によるコスト低減と高品質・高収量な農産物の生産を図るため、農地に対する土壌診断経費に対して助成を実施し、本市の基幹産業である農業の基盤強化に取り組んでまいります。

さらに、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払事業や担い手の育成確保に向けた新規就農者等誘致特別対策事業を引き続き実施してまいります。

商工業については、昨年度開設した仮想商店街のPRにより、市内商業者の販路拡大に

取り組むとともに、中心部において増加傾向にある空き地・空き店舗の活用に向け、商工会と連携して、本市において商業を行おうとする方を募るべく取り組んでまいります。

また、地産地消に向け、生産者、消費者、商業者による連携の場を組織し、この議論を発展させる中で、中心市街地の再生についても取り組んでまいります。

企業誘致については、経済不況が深刻化していますが、昨年度道の駅三笠に隣接して、温浴施設とパークゴルフ場がオープンするなど、周辺開発が進んでいることを最大限PRし、積極的な誘致活動に努めてまいります。

また、工業団地については、昨今の景気低迷により企業の設備投資が進まず、土地分譲がされない状況であります。昨年度導入した工業団地貸付制度の活用により、企業ニーズにこたえられる環境が整ったことから、さらなる企業誘致に努め、分譲促進を図ってまいります。

勤労環境については、再就職や地域貢献活動など資格取得費用の助成などを支援する施策を検討するほか、国の緊急雇用創出事業を導入し、雇用対策を図ってまいります。

観光については、交流人口の増加を生み、地域の活性化を図るための重要な産業分野と考えております。

鉄道村については、道内の鉄道発祥の地として、その歴史保存と本物のSLが走るという他に類を見ない観光資源を有効活用するとともに、民間活力の導入に努め、経営改善に取り組んでまいります。

桂沢湖周辺については、周囲の原始林・溪流・湖を観光資源とした景勝地としての本市の観光の核であり、国・道の事業にあわせて民間活力の導入も視野に入れ、整備を目指すこととし、本年度は植樹などの景観整備事業を実施してまいります。

西桂沢地区においては、みかさ遊園の魅力向上のため、本年度は遊具整備を行うとともに、桂沢国設スキー場においても、利用者の増加と安全性を図るための環境整備を行ってまいります。

また、この地区からサイクリングロードでつながる幾春別地区までの一帯に、より多くの観光客を呼び込むため、花による魅力的な景観づくりを検討し、観光戦略全体の底上げを図ってまいります。

さらに、観光客を市内の各施設に誘導するため、情報発信の拠点として、観光協会を道の駅三笠に移転させるとともに、周遊性を高めるため、歴史・観光・文化施設のネットワーク化を推進し、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

加えて、おおよそ130年の歴史と緑豊かな自然を持つ我がまちの市勢を紹介する冊子や、より広くより強力にアピールするために、映像資料や観光パンフレットなどを新たに作成する三笠PR強化事業を実施してまいります。

起業化については、特産品開発として、地域素材を活用した三笠ならではの魅力ある製品づくりの研究に引き続き努めるとともに、起業化に向けた支援対策も研究してまいります。

次に、「水清く緑あふれ快適に暮らせるまち」であります。

本市には、豊かな自然という貴重な財産があり、この豊かな恵みを将来に引き継いでいくことが私たちの責務であります。

自然環境の保全を図りながら、暮らしやすい生活環境を確保したまちづくりを進めてまいります。

クリーン三笠については、不法投棄防止対策として多発箇所に看板を設置するとともに、山間部などにおける夜間巡回などの監視体制の強化を図り、ごみのないまちづくりに取り組んでまいります。

また、食品残渣の分別収集に伴い、専用容器からのにおいがもとで、一般ごみへの混入などの実態が見受けられることから、消臭効果のあるEM活性液を市民に配布・活用してもらうことで、適正な分別を促進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とした「クリーンライフ推進事業」を実施してまいります。

生活排水処理については、今後も公共下水道への接続が見込めない地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽設置の促進に取り組んでまいります。

環境衛生施設等については、リサイクルプラザ整備事業として、老朽化が著しい廃プラスチック専用圧縮こん包機を更新整備し、処理能力の向上を図ってまいります。

また、市営墓地については、幌内墓地の通路を整備し、訪れる方の安全確保に努めてまいります。

グリーン三笠については、森林、河川などの自然環境は、潤いと安らぎを与えてくれます。特に、森林は二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化防止に大きな役割を果たしております。

この豊かな森林資源を守り育てるため、市有林内の下刈り、つる切りなどの整備をするほか、国・道など関係機関との連携により、森林の持つ公益的機能の向上や環境の保全と有効活用の促進に努めてまいります。

また、地球温暖化防止という観点からも、単に町の中に植樹などをしていくという考えでなく、森の中のまちづくりを目指すという発想を大切にしたいまちづくりを進めてまいります。

地球温暖化防止対策については、異常気象などにより災害などが深刻化する中、一刻も早く取り組むべき問題であります。

本市としても、市民一人一人に地球温暖化を含む環境問題を啓発する事業の実施について検討してまいります。

また、国の温暖化防止対策の動向を見据え、広く市民などへの新エネルギー導入を促進することを目的に、ニーズ調査を実施し、その上で、本市独自の助成制度の創設についても研究してまいります。

市営住宅については、継続事業として、榊町団地建てかえ事業の中層住宅1棟39戸の建設を実施してまいります。

また、中層住宅の屋上防水工事と排水管や屋根のふきかえなどの改修及び火災警報器の設置を計画的に進めるとともに、3階建て住宅の自動給油装置の整備を引き続き実施してまいります。

さらに、周辺環境の改善と土地の有効活用を図るため、空き老朽市営住宅を計画的に除却してまいります。

一方、個人住宅のリフォームを促進するため、助成金制度を新たに創設し、住宅の安全性や耐久性及び住環境の向上の確保に努めてまいります。

道路については、市街地の道路整備を引き続き行うとともに、サンファーム地区と達布地区を結ぶ景観道路の整備を進めてまいります。

また、交通量が多く、幅員の狭い砂利山橋の改修に向けた予備設計を行い、関係機関との協議を進めてまいります。

道路の補修及び道路側溝については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

主要道道岩見沢三笠線については、東清住町から弥生区間の整備促進、桂沢地区の早期整備着工及び主要道道三笠栗山線と国道12号との交点での渋滞緩和対策について、引き続き北海道へ要請してまいります。

上水道については、水質検査計画に基づき水質管理の徹底を図るとともに、計画的な配水管の改良と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

また、本年度実施の料金改定を踏まえ、今後とも効率的で健全な財政運営と経営の安定化に努めてまいります。

下水道については、岡山地区において、污水管整備を実施してまいります。

また、浸水対策として、三笠地区の多賀町、有明町及び榊町において、雨水管整備を道路整備などとあわせて実施してまいります。

交通環境については、市営バス運行開始から3年が経過し、これまでダイヤ改正や路線の見直しなどを行ってまいりましたが、現行の運行状況を精査した結果、著しく地域住民の利用が少ない萱野線については、本年5月末をもって廃止することとし、今後も運行継続に必要な基金の適正な運用を考慮しながら、市営バスの運行に努めてまいります。

情報通信については、平成23年度に全面切りかえとなるデジタル放送に向け、市民への情報提供と本年度から3カ年計画で公共施設の機器整備を行うとともに、データ放送を利用して、地域情報を発信できるよう研究してまいります。

また、NTT光通信網のエリア拡大について、今後も引き続き要請してまいります。

次に、「人を育み地域文化を創るまち」であります。

将来を担う子供たちが健やかに育つ環境をつくり、市民一人一人が参加できる生涯学習社会の実現を目指すとともに、市民文化芸術振興条例の基本方針に基づき、人をはぐくみ、地域文化をつくるまちづくりを進めてまいります。

子供の教育については、教育基本法の改正に引き続き、関連する教育三法が改正され、教育環境の大きな変革の時期を迎えております。

このような中で、幼児教育については、本市唯一の民間幼稚園からの要望に基づき、幼稚園の移転などの課題解決に向けた協議を進めてまいります。

学校教育については、新学習指導要領へのスムーズな移行に向け準備を進めるとともに、全国学力・学習状況調査などを引き続き実施してまいります。

また、昨年度、調査を実施した三笠小学校校長・教頭住宅については、本年度建てかえを実施するとともに、各学校における教職員用のパソコンを更新し、業務の効率化を図ってまいります。

子供たちの安全・安心については、不審者情報システムの活用と青少年育成センターを中心に地域の協力を得ながら、事件・事故から子供を守る環境づくりに努めてまいります。

また、本年度、市内小中学校3校にAEDを設置するとともに、萱野中学校体育館の耐震診断を実施し、学校の安全対策を図ってまいります。

依然として社会問題となっている学校のいじめについては、スクールカウンセラーの巡回相談や学校教職員及び保護者を対象とした研修会を実施するとともに、児童生徒の学校への携帯電話持ち込みは原則禁止し、その防止に努めてまいります。

さらに障害のある児童生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して必要な支援を行えるよう支援員を配置し、特別支援教育の一層の充実を図ってまいります。

加えて、小中一貫教育については、本格実施している岡山小学校と萱野中学校で、より特色のある教育を確実なものとするとともに、平成23年度に全市展開するため、準備を進めてまいります。

学校の統廃合については、適正配置審議会の答申に基づき、本年1月の定例教育委員会において、2回の説明会で出された意見・要望を踏まえ、十分検討した結果、平成23年度に三笠中央中学校を三笠中学校に、幾春別小学校、新幌内小学校及び美園小学校を三笠小学校に統合する方針を決定したことから、該当校に統合準備委員会等を設置し、教育課程の確認や児童生徒及びPTAの交流など統合に向けた準備作業を進めてまいります。

また、旧幌内小学校校舎の再利用については、本年4月から北海道教育大学のキャンパスとして活用してまいります。

一方、北海道三笠高等学校については、北海道が示した効率高等学校配置計画で、平成22年度募集停止という方針が打ち出され、厳しい状況にあります。市民・保護者をはじめ高校問題対策協議会を中心として学校の存続に向け取り組んでまいります。

社会教育については、三笠市社会教育中期計画に基づき、市民一人一人が豊かな心と人間性をはぐくむ活気ある学習活動を行うため、市民と行政が協力して学習社会の充実発展に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、昨年度、岡山地区にオープンしたパークゴルフ

フ場は、本年度36ホールとなることから、公認コースの認定を受けて、市民の健康増進の向上と利用促進を図ってまいります。

また、三笠運動公園の施設整備については、老朽化している温水プールの屋根の塗装などを計画的に進めてまいります。

北海道遺産の三笠北海盆おどりについては、本年度8回目を迎え、地域文化の振興とまちの活性化を図るため、市民・企業・団体による参加の輪を広げ、お盆期間中の8月14日、15日に開催するとともに、北海盆唄全国大会を引き続き開催してまいります。

歴史・文化資源については、長い歴史や風土の中ではぐくまれ、継承されてきたものであり、大切に保存し、後世に伝えてまいります。

博物館においては、各化石研究機関並びに博物館協力組織などと連携し、本市の特徴であるアンモナイト化石など古生物を生かした学術研究の充実と発展に努めるとともに、施設機能をより充実するため、検討してまいります。

また、地球生物の進化をテーマにした道内初のサメの歯の特別展を神奈川県立生命の星・地球博物館等の協力を得て開催してまいります。

芸術・文化活動については、引き続き、本市の文化・芸術振興の推進を図ってまいります。また、ミカサ・モダンアートミュージアムにおいては、地域に密着した文化・芸術の創作活動の場として、施設の有効活用を図ってまいります。

次に、「未来をみんなで作るまち」であります。

多様化・高度化する市民や地域ニーズに加え、自主自立、自助・共助・公助が求められる地方分権時代を迎え、市民と自治体の役割分担を明確化し、「まちづくりは自らの手で」という市民の参加・協働意識の高揚と行政組織のスリム化を目指さなければなりません。

このため、「市民自らによる自立したまちづくり」に向け、その基本となる「三笠市未来づくり基本条例」を創設し、市民とともに考え、協力して未来をみんなで作るまちを推進してまいります。

郷土愛については、市民や本市出身者などのボランティアグループによる歴史の保存・活用に向けた活動が行われてきておりますが、次代を担う市内の青年世代が中心となって実施するみかさ炎夏まつり2009を引き続き支援してまいります。

また、本市の応援団であるみかさ楽校の会員の協力を得ながら、本市の知名度を向上させ、また市民が郷土を誇りに思える活力のあるまちづくりを目指してまいります。

少子化対策支援については、引き続き小学生全員の給食費無料化を実施し、養育世帯への教育費負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

情報の共有化については、市民に対する説明責任を果たすため、広報みかさやホームページなど、さまざまな広報媒体を通して、情報伝達を迅速に行い、情報の適切な公開と共有に努めてまいります。

市民参加については、各種懇談会や多くの審議会、委員会において、市民の知恵やアイ

デアを市政に反映すべく提言をいただいておりますが、今後も市民の皆さんからの意見聴取の機会を大切に、市民参加の推進に努めてまいります。

また、市政懇談会については、地域の活性化を図るため、協働ルームで地域の問題を検討いただいた後、連合町内会連絡協議会において行うこととし、多くの市民の声を市政に反映することができるよう努めてまいります。

協働のまちづくりについては、市民との信頼関係を大切にしながら、連携した地域づくりを目指す協働ルームをより活発化させるため、まちづくり推進事業補助金制度の充実を図るとともに、引き続きみんなで考えるまちづくり事業を実施し、多様な主体の知恵と行動をまちづくりに生かすことで、協働のまちづくりをより一層推進するとともに、地域の抱える課題解決に取り組んでまいります。

最近、問題化している人権軽視の動きについては、昨年の世界人権宣言60周年を受け、人権尊重の理念に関する正しい知識と人間尊重思想の普及高揚を図るため、本年度法務省の支援により、地域の人権啓発事業として「人権の花運動」「映画の上映会」などを開催してまいります。

行政運営については、公平性を前提に、常に市民に視点を置いた、より効率的な市民サービスを行うため、引き続き行政評価制度を試行しつつ、職員の150人体制に向け、窓口業務などの委託を進めるなど、一層の行財政改革の推進に努めてまいります。

また、職員の能力や意欲、努力の状況などを的確に把握・評価する人事評価制度の実施に向け、引き続き試行してまいります。

さらに、基幹電算システムについては、パソコンを主体としたシステムの本格実施により業務の効率化を目指してまいります。

住民基本台帳ネットワークシステムについては、耐用年数及び標準使用期間を超えており、早急な更新が必要であることから、管内6自治体による共同利用により、機器導入費用の削減と業務の効率化を図ってまいります。

また、旅券（パスポート）の申請または交付については、市民の利便性を考慮し、来年4月から本市においても手続ができるようにするため、機器等の整備や準備を行ってまいります。

私は、市民の皆さんとの協働のまちづくりを基本に、この三笠が将来にわたって持続的に発展し、次代を担う子供たちにとって安心と希望にあふれたまちとなることが大切であると考えております。

地方分権が進展する中であって、世界的な大不況が吹き荒れ、本市を取り巻く行財政環境も厳しさを増してまいります。

私は、この厳しい時代を新たな自治を实践する絶好の機会ととらえ、これまで多くの先人の努力によって成長してきた本市の足跡を踏まえ、まちの将来をしっかりと見据えて、この誇りある三笠の歴史や文化、産業、人材などの魅力を活用し、これからも健全財政を堅持し「身の丈にあった市政」を目指して、自主・自立のまちづくりに邁進し、みずから

先頭に立って「市民のだれもが住んでよかったと思えるまち」をつくるため、全力でその歩みを進めてまいりる決意であります。

以上、平成21年度の市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたが、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 次に、平成21年度教育行政執行方針について教育長、登壇説明願います。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

◎教育長（富樫繁樹氏） 平成21年第1回定例会の開会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、教育を取り巻く環境は、少子高齢化が進む中、国においては60年ぶりに教育基本法が改正され、教育関連三法が成立し、改正教育基本法の規定により、昨年7月、教育振興基本計画が閣議決定され、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されました。

この中で、特に重点的に取り組む事項として、新学習指導要領の実施や教員免許更新制の実施など、教育行政は大きな変革の時期を迎えております。

また、いじめ問題や児童虐待など、子供が巻き込まれる事件も依然として多く発生し、食の安全問題など、教育に求められている課題が全国的に多くありました。

このような状況の中で、三笠市教育委員会としては、平成23年度の小・中学校統廃合に向けた準備を進めるとともに、責任体制の明確化や組織の課題を解決し、将来をしっかりと見据え、学校・家庭・地域が一体となって取り組み、子供たちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身につけることができる人間育成の教育と、市民が生涯にわたって生き生きと充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

国は、幼児期における教育の重要性から、小学校の前段に幼稚園を位置づけ、生涯にわたる人格形成の基盤を培うものとして、良好な環境のもと、健やかな成長を図る努力を幼児教育に求めています。

本市の状況は、唯一の民間幼稚園が建物の老朽化と園児の減少により、園の存続について、市に要望書が提出され、この対応が求められており、多目的研修センターへの幼稚園移転については、課題解決に向けて、双方で協議を進めてまいります。

また、幼児教育の重要性を考え、幼稚園就園奨励費補助を継続してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育は、心身の発達に応じて、必要な基礎を培い、自主的、創造的な人間を育成するために極めて重要であります。

このため、新学習指導要領に基づき準備を進めるとともに、児童生徒に基礎、基本をしっかりと身につけ、みずから学び、みずから考えるなど、「確かな学力」をはぐくむこ

とや主体的に判断し、問題を解決する能力など、「生きる力」の育成を基本に、道徳教育の充実や奉仕体験活動、他人を思いやる心など、きめ細やかな教育活動を推し進めてまいります。

全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査については、学力及び体力向上のため、本年度も実施してまいります。

また、児童・生徒を対象とした調査の結果を市内の小中学校においては各校ごとに、教育委員会においては全市的な観点から、それぞれの課題を把握するとともに多角的な詳細分析を行い、その結果をもとに教育研究所を中心に子供の学力及び体力向上並びに生活習慣の改善指導に努めてまいります。

小中一貫教育については、岡山・萱野の両小中学校において、9年間を見通した地域に根差した教育として特区で進めておりましたが、昨年度の制度改正により、小中一貫教育が全国的に展開可能となったため、特区は廃止され、関係省庁が内閣府から文部科学省へ移り、同省の教育課程特例校に認定となったことから、今後はより一層の定着を図る上からもしっかりと検証し、平成23年度の学校統合にあわせ全市に展開するため、教育内容のさらなる研究を進めてまいります。

その内容は、英語を学ぶ「国際科」について、小学校1年生から4年生までは特例教科として、5・6年生は標準教科の外国語活動の中で、また、自然、環境、地域の歴史などを学ぶ「地域科」と基礎基本の定着による学力の向上や一人一人の個性を伸ばしていく「選択学習」は、総合学習の中でこれまでどおり取り組んでまいります。

岡山小学校以外の小学校においても、総合的な学習の時間などを活用し、英語でのコミュニケーション教育を継続実施してまいります。

また、昨年度設置された「三笠市みんなで考えるまちづくり委員会」の提案を受け、自立して市民が住んでよかったと思えるまちづくりを進めるため、児童生徒に未来のみかさをテーマに絵や作文を書いてもらい、市民文化祭などで展示し、市民とともにまちづくりについて考える事業を実施してまいります。

昨年7月開催の「北海道洞爺湖サミット」で議題となった地球環境問題については、本年度も花壇の整備や学校周辺のクリーン作戦などを通じ、児童生徒の環境意識を高めるため、市内小中学校で取り組んでまいります。

また、ICT環境の整備については、昨年度、市内小中学校の児童生徒用のパソコンを更新いたしました。本年度は、各学校の教職員用のパソコンを更新し、教育委員会と学校との緊密な連携を図ることにより、業務の効率化を進めてまいります。

依然として全国的に問題となっている学校におけるいじめについては、引き続きスクールカウンセラーによる学校巡回相談を実施するほか、教師、保護者を対象にいじめ防止のための研修会の実施など、学校、地域、そして関係機関と協力して、より有効な対策を講じてまいります。

また、児童生徒の学校への携帯電話の持ち込みについては原則禁止とし、学校、保護者

の協力を得て、ネット上によるいじめなどの被害を防止してまいります。

さらに、「まちづくりの基本は人づくりである」との理念から、保護者の教育費負担の軽減を図り、食育による健康管理など教育環境の充実を図るため、少子化対策として、小学生全員の給食費の無料化を継続し、心豊かで健やかな、たくましい心身を持った人づくりを目指してまいります。

一方、学校給食費については、平成12年に改定後、今日まで据え置いてまいりましたが、食材費の高騰からやむを得ず、本年度から小学生は221円から236円に、中学生は269円から286円に値上げし、児童生徒に好まれる安全で安心なおいしい給食を安定的に提供してまいります。

学校施設の安全対策については、昭和56年以前に建設された萱野中学校体育館の耐震診断を実施するとともに、三笠小学校の校長・教頭住宅については、老朽化が著しいことから、本年度建てかえを実施してまいります。

学校の適正配置については、人口減と少子化により地域の過疎化、学校の小規模化が進行していることから、自立したまちづくりを進めるために、適正配置審議会の答申をもとに、教育委員会として、統合方針（案）を決定し、市内8カ所で2回にわたり説明会などを開催し、市民・保護者・学校関係者の理解が得られたことから、本年1月16日の定例教育委員会において、平成23年度、幾春別・新幌内・美園の各小学校を三笠小学校に、三笠中央中学校を三笠中学校に統合することにいたしました。

本年は、この統合をスムーズに行うため、該当校に統合準備委員会などを設置し、新学習指導要領に基づく教育課程の調整や児童生徒並びにPTAの交流事業を行うことにより、児童生徒が安心して統合校での授業やクラブ活動ができるよう統合に向けての準備を進めてまいります。

また、旧幌内小学校の活用については、昨年度、北海道教育大学と無償貸し付け契約が調い、本年4月からの具体的利用について大学と三笠市とで連絡協議会を設置し、大学のスポーツ、芸術分野でのキャンパスとして活用するほか、地域の子供や高齢者を対象とした交流事業や市民の健康増進についても、大学と共同して教育研究を進めてまいります。

高校問題についてであります。市内で唯一の三笠高等学校は、平成19年9月、北海道教育委員会から示された「公立高等学校配置計画」の中で、残念ながら統廃合の対象となり、平成22年募集停止が打ち出されました。

本年1月27日に報道された公立高校入試の出願状況によると、三笠高等学校の入学希望者は定員40名に対し16名で半数を割っており、非常に厳しい状況下にあるため、市民や保護者をはじめ各団体と連携しながら、高校問題対策協議会を中心として学校の存続に向けて取り組んでまいります。

また、資格取得の助成については、高校生の進学及び就職に必要なことから、引き続き支援をしてまいります。

平成19年4月から、特殊教育が特別支援教育へ転換されたことに伴い、障害を持つ子

供の個々の状況に応じた教育体制の整備を図っていく必要があります。

特別支援教育については、心身に障害のある児童生徒が適正な就学を図るため、就学指導委員会の審議を経て、小・中学校において、それぞれ4学級の特別支援学級を設置するとともに、支援員を配置し、多様化する障害の状況に応じた教育を行い、保護者とともに児童生徒の可能性を最大限に伸ばす努力をしております。

地域や学校における児童生徒のいじめや非行、少年犯罪、不登校など子供の事件、事故が大きな社会問題となっております。

児童生徒の安全対策については、国の全額負担による学校支援地域本部事業を青少年育成センターを主体に実施し、児童生徒の登下校の安全確保を図るとともに、既存の「子ども110番の家」、お年寄りによる「シルバーネット110」、民間企業の防犯パトロールの協力に加え、三笠警察署の指導協力による防犯教室の開催など、人間的な触れ合いによる日常活動を通じ、信頼関係をより一層深め、児童生徒に愛情のこもった安全指導を行っております。

また、平成18年度から導入した教育委員会、学校、さらに保護者の携帯電話へ不審者情報を一斉にメール送信するシステムにより、子供の安全を守ってまいりましたが、今後も普及拡大に努めてまいります。

さらに本年度、岡山小学校及び三笠小学校並びに三笠中学校の3校にAEDを設置して、児童生徒などの安全確保を図っております。

教職員の研修については、教職員の能力が児童生徒の人格形成に大きく影響を与えることから、新しい時代にふさわしい学校教育の実現を図るため、各種研修を実施するとともに、指導主事の学校訪問、学校評議員制度、人事評価制度などを積極的に活用し、教職員の資質と能力の向上を図っております。

また、教職員については、市内小中学校に勤務することは、その市町村の職員であるとの認識を持ち、市内の地域活動がその地域の文化や歴史などを学ぶ絶好の機会であることから、積極的に参加を促し、教職員の意識改革に向け努力しております。

教育研究所については、新学習指導要領に合わせた本市における地域に根差した特色ある教育を進めるため、内容、方法、制度などを研究するとともに、小中一貫教育を全教科へ拡大するための具体的な研究を継続しております。

次に、社会教育について申し上げます。

生涯にわたり市民のだれもが、いつでも、どこでも、みずからの意思と選択により自由に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ることが求められております。

このため、教育委員会としては、「三笠市社会教育中期計画」に基づき、市民の学習要望を把握し、効果的な施策の展開を図っております。

家庭教育については、少子化の進行や人々の価値観の多様化などにより、地域における人間関係の希薄化や親の子に対するしつけへの関心や理解不足など、家庭と地域の教育力の低下が課題とされております。このため、各家庭がみずから学習の機会をとらえ、「思

いやり」や「ふれあい」を深める家庭教育を展開する中で、「早寝早起き朝ごはん」などの基本的な生活習慣や子供の体力向上とあわせ豊かな心をはぐくむため、「しつけ」に関する学習を中心とした2歳児通信学習「お母さん生き生き子育て」の継続や小学校区単位で自主的に開設する「家庭教育学級」を支援してまいります。

青少年教育については、今日、青少年を取り巻く社会環境が物質的に恵まれている半面、人間関係の希薄さや社会性の欠如などが指摘されています。このため、家庭、学校、地域が共通の理解や認識のもと、緊密な連携を図る必要があるため、広報誌などを通じ具体例を挙げ、青少年時代に必要なマナーが習得できるよう啓蒙してまいります。

また、三笠市地域子ども会育成連絡協議会の自主的活動による地域の自然や特性を生かした体験学習やリーダー養成のための研修などをNPO法人などと連携し、立派な社会人の基礎づくりとなる機会の創出を図ってまいります。

成人教育については、変革の時代に対応できる知識と教養を高めるために、図書館の利用促進を促すとともに、文化協会などと連携し、各種公民館講座を開設してまいります。

また、成人祭については、実行委員会との共催で、引き続き実施してまいります。

高齢者教育については、人生80年時代を迎え、高齢者を取り巻く生活環境は一層厳しくなり、みずからも主体的に生きる力が求められています。

このため、社会の変化に対応した知識や技能を身につけ、楽しく充実した生活を送ることができるよう、引き続き第33回目となる「ことぶき大学」を開催するほか、高齢者と子供たちとの「世代間交流事業」など、高齢者の社会参加の促進を図ってまいります。

文化、芸術の振興については、生活水準の向上や余暇時間の拡大に伴い、生活にうるおいをもたらすための文化、芸術活動への参加や、みずからつくる喜びなどの機会が求められています。

このため、本年度も文化芸術に関する基本的な方針に基づき、質の高い文化芸術鑑賞に触れる事業として、児童生徒、父兄や市民を対象に小劇場や北海道教育大学の協力を得て、吹奏楽の公演などを実施するとともに、文化協会などと連携し、本市の特色ある市民文化芸術の振興を図ってまいります。

また、市民の文化芸術交流の場と位置づけている「ミカサ・モダンアートミュージアム」（芸術文化交流施設）については、「川俣ルーム展」の内容をより充実し、利用者に喜ばれる地域に密接した文化・芸術の創作の場として施設の有効活用を図ってまいります。

北海道遺産の「三笠北海盆おどり」については、本年度8回目を迎え、本市の一大イベントとして、まちの活性化と郷土芸能文化の継承・発展のため、市民・企業・団体による参加の輪を広げ、お盆期間中の8月14日、15日の2日間開催するとともに、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遗产の継承・発展を図るため、引き続き7月の第3日曜日に開催してまいります。

歴史、文化資源については、長い歴史や風土の中で継承されはぐくまれてきた貴重な財

産であります。これらの文化遺産を大切に保存するとともに、後世に伝えるため、郷土芸能団体の活動を支援してまいります。

また、地元連合町内会からの要望がある萱野駅舎については、登録文化財建造物としての申請を検討してまいります。

公民館活動については、多様化する市民のニーズにこたえとともに、市民の学習意欲に応じたICT講座など一層の充実と自主的な文化活動の場として提供してまいります。

また、学習成果の発表の場として公民館ロビーを提供してまいります。

図書館については、市民の読書活動の役割を担う施設として、その利用拡大に努めてまいります。

特に、子供は「本」との出会いの中で健やかに成長し、他人を思いやる心や人生の知恵を学ぶと言われております。

「三笠市子ども読書活動推進計画」に基づき、子供が読書に親しむ機会を高めるため、学校と連携し、小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行うなど、引き続き子供たちへよりよい「読書環境」を提供してまいります。

また、子供への読書案内や乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせ、ボランティアによる絵本とお話の会「かるがも会」などの各種事業を実施してまいります。

博物館については、自然科学、郷土の歴史、民俗、産業の貴重な資料を、昨年度設立した「博物館ボランティアの会」の協力を得て収集・保存、研究と運営の充実に努めてまいります。

また、児童生徒に対しては、化石を通じた地域の特徴ある教育を支援し、普及活動を引き続き実施してまいります。

博物館整備については、博物館夢構想の実現に向けて、国に対し助成制度の創設や交付税措置を図るよう、「全国都市教育長協議会」を通じて要請してまいります。

また、市内外の児童生徒が、博物館を利用して学校単位で授業が行えるよう、学習のための講義室や化石のクリーニング実習室などの機能を充実させるため、施設の拡充について早急に検討し、本年度、実現を目指してまいります。

化石の保存については、「博物館ボランティアの会」や「各大学の化石研究機関」及び「幾春別川ダム化石保全検討委員会」と連携し、保存及び調査研究に努めてまいります。

特別展については、地球生物を対象に、道内初となる「サメの歯の世界」をテーマに、「神奈川県立生命の星・地球博物館」と「北海道大学水産学部」の協力を得て、7月から10月にかけて開催してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、生活水準の向上や高齢化社会の進展に伴い、生きがいとして健康増進、体力の向上などを目指し、日常的にスポーツ・レクリエーションを親しむ市民が増加しております。

このため、岡山地区に整備したパークゴルフ場については、本年度、国際パークゴルフ協会の公認コースの認定を受け、36ホールで全面オープンし、より多くの市民が楽しく

快適にプレーができるよう管理してまいります。また、パークゴルフを終えた後、隣接の温浴施設を利用することで、なお一層の健康増進に寄与できるものと考えております。

スポーツの振興については、体育協会やスポーツ少年団と連携し、スポーツを通じて市民の健康増進と子供の健全育成を図ってまいります。

また、三笠ドームで冬期間開催の「少年野球大会」を継続するとともに、活動中のスキーの三笠レーシングチーム、サッカーの三笠FC、水泳少年団などを支援してまいります。

三笠運動公園内の有料体育施設については、民間事業者の能力を最大限に生かした施設管理により、市民の利便性の向上と各種スポーツの合宿誘致など、施設の有効活用を図ってまいります。

さらに、年間利用者が1万人を超える温水プールについては、屋根の塗装工事を実施し、施設の延命を図ってまいります。

以上、平成21年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、全国的な新しい教育の流れの中で、教育基本法と教育関連三法の改正、教育振興基本計画の策定、教育再生会議での議論、また北海道の財政問題、さらに本市においては、自立する上での行財政改革や少子高齢化、学校統廃合など課題も多岐にわたっており、教育行政を進める上で極めて厳しいものがあります。

私は、教育委員会の果たす役割と責任の重大さを深く認識し、本市の教育の質の向上と振興に向け、的確な施策の執行に最善を尽くす所存であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 若干早いわけでございますが、昼食時間に議員会の役員会を予定しておりますので、これから昼食休憩に入りたいと思います。午後1時から会議を開きたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

休憩 午前11時49分

再開 午後 0時59分

◎議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案第21号から議案第29号までについて、市長からの提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第21号平成21年度三笠市一般会計予算から議案第29号平成21年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

平成21年度三笠市各会計予算について、まず最初に、国の平成21年度地方財政対策ですが、景気後退等に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関連経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれています。このため、安定的な財政運営に必要な地

方交付税及び一般財源の総額を確保するため、給与関係経費や単独事業費の抑制を図ることとする一方、極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえ、地方交付税については、今年度も地域活性化施策である地方再生対策費が継続されるほか、新たに生活防衛のための緊急対策として、雇用創出等のための1兆円増額措置がされました。

こうした中、平成21年度における三笠市の予算は、従来からの行財政改革効果を踏まえ、景気動向にも対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し、維持していくため、引き続き自立対策及び第3次行財政改革計画を推進するとともに、空知産炭地域総合発展基金の有効活用により、将来の財政課題解消に向けた取り組みと振興開発構想の実現を反映した予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の内容について説明いたします。

最初に、議案第21号平成21年度三笠市一般会計予算についてであります。歳出予算から説明いたしますと、経常費予算では、これまでの歳出改革の努力を緩めることなく、引き続き必要経費の見直しの徹底を図るほか、既存予算の配分にも知恵と工夫を生かし、少額経費にわたり効果・効率のある予算編成とするものであります。

一方、主な政策的予算の内容について説明いたしますと、総務費では、市役所庁舎の適切な維持管理と来庁者への安全確保のための改修事業及び新エネルギー導入に関し、関連企業に対する意向調査を行うとともに、住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新を行財政改革の一環として空知管内6自治体と共同で行うことで必要経費の削減を図るほか、これまでパスポートセンター等で手続していた旅券の交付を市役所窓口でできるよう必要な整備を行うものであります。

また、収入確保及び負担の公平化を図る徴収対策の手段として、債権回収委託やコンビニ収納の導入を図るための経費を措置するとともに、西桂沢から幾春別地区に多くの観光客を呼び込むため、アドバイザー制度を活用して、未来にわたり花による魅力的な景観づくりについて検討してまいります。

民生費では、ぬくもり除雪サービス事業等について、引き続き実施するほか、三笠保育所の施設維持を図るため、屋根の改修を行うものであります。

衛生費では、健やかな妊娠・出産のため、健康診査の助成を従来の5回から14回に拡大する経費と、生活習慣病予防対策として実施する温浴施設を活用した水中運動教室にかかわる経費を措置するほか、生ごみ収集用の容器から発生するにおいを軽減するため、消臭効果のあるEM活性液を全世帯に配布し、市民が生ごみを出しやすい環境を整備することにより、温室効果ガスを抑制するとともに、地球温暖化防止の一助とするものであります。また、みどりが丘環境センター、清住火葬場ほか衛生関連3施設について必要な施設修繕等を実施するほか、下水道処理計画区域外の世帯に対し、浄化槽設置整備費補助金を措置するものであります。

労働費では、緊急的な雇用対策として、国の緊急雇用創出事業を活用し事業に取り組むほか、三笠市の労働力人口が低下している現状から、外部組織に対し事業の補助を行い、

労働力の確保と対策について検討してまいります。

農林水産業費では、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払事業や新規就農者等誘致特別対策事業の継続事業のほか、昭和54年から実施してきた北海幹線用水路等の施設整備が平成20年度をもって完了したことから、その償還の地元負担金を措置するものであります。

商工費では、観光PRを積極的に行うことを目的に、観光協会を道の駅三笠に移転させるための改修費及びガイドブックやPR用DVDを作成するためのPR強化費を措置するほか、桂沢湖周辺について、空知森林管理署との連携により景観整備を行うものであります。

土木費では、引き続き市道の整備を行うほか、市営住宅では、公営住宅ストック総合活用計画に基づく公営住宅の建てかえと、存続住宅の維持整備や給油装置整備などにより居住環境の向上を図るとともに、個人住宅の安全性や耐久性の向上を目的に、リフォームの一部を助成する新たな事業を行うものであります。

消防費では、消防本部庁舎の適切な施設管理を行うため必要な施設改修を行うほか、老朽化した消防ポンプ自動車と小型動力ポンプ付水槽車について更新を行うものであります。

教育費では、小中一貫教育事業費と小学校給食費無料化事業や三笠高校生資格検定試験助成を引き続き実施するとともに、老朽化した三笠小学校校長及び教頭住宅の建てかえを実施するほか、平成20年度事業で実施した三笠市みんなで考えるまちづくり委員会の提案を受け、小中学校の児童生徒を対象に、未来の三笠をテーマにした絵・作文コンテスト事業の経費を措置するものであります。

また、三笠市民文化芸術振興事業の一環として、クラシックコンサートや舞台芸術鑑賞事業について措置するほか、国の事業を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制づくり事業の実施を図るものであります。

さらに、平成20年度にオープンした岡山パークゴルフ場について、増設した9ホールの管理に必要な備品整備を進めるほか、温水プールの適切な施設維持を図るため必要な修繕を行うものであります。

公債費では、将来負担の軽減を図る目的から、平成21年度までの臨時特例措置として実施される補償金免除の繰上償還制度を活用するものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、市税については徴収強化を行い、特に悪質な滞納者については法的措置に努め、収入の確保に取り組んでまいります。

諸交付金については、地方財政計画に基づき計上し、特に普通交付税及び臨時財政対策債については、交付額が示されている雇用創出対策費以外は、国の見通し内容に基づき過大とならないよう計上するほか、特別交付税についても地財計画に見合った額を計上するものであります。

使用料及び手数料については、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、市債の借りかえによる借入金を含む現段階で見込めるものについてすべて計上するものであります。

債務負担行為については、教職員住宅買収費のほか、消防本部庁舎の設備や岡山パークゴルフ場の設備管理備品費等を措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は83億7,659万2,000円となり、前年度予算額と比較しまして6億7,627万6,000円の減、率にして7.5%の減となるものであります。

次に、議案第22号平成21年度三笠市老人保健特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度への移行期に当たり、経過的に会計処理を要することから予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる医療諸費は、平成20年3月以前の診療分を考慮し措置するとともに、それらに伴う運営事務費、短期資金利子を措置するものであります。

一方、歳入予算は、医療諸費にかかわる歳出見合い分について、支払基金交付金、国、道及び市それぞれの負担割合に基づいた経費を計上するものであります。

以上により、老人保健特別会計予算の総額は178万3,000円となり、前年度予算額と比較しまして3億9,947万5,000円の減、率にして99.6%の減となるものであります。

なお、本会計については、老人保健法の規定により、平成22年度まで医療費等に関する収入及び支出を処理することとされております。

次に、議案第23号平成21年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。前年度創設された後期高齢者医療制度の実施にかかわる20年度の実績経費を踏まえ、安定的かつ効率的な運営を図ることを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び事務費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算は、保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分並びに事務費負担分の費用を計上するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は、2億1,700万5,000円となり、前年度予算額と比較しまして819万8,000円の増、率にして3.9%の増となるものであります。

次に、議案第24号平成21年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度等や新たな医療制度等の実施に対応する経費を措置するとともに、国民健康保険財政の健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったも

のであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、前年度から70歳以上75歳未満の被保険者の一部負担が1割から2割に見直されたことから、引き続き療養給付費等の負担減を見込むとともに、退職者医療制度から一般分への移行を考慮し措置したものであります。

また、後期高齢者医療制度との均衡を図るため、葬祭費の給付額を2万円から3万円に引き上げ、その所要分を増額措置するとともに、後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等を措置するほか、前年度に引き続き、医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業にかかわる経費を措置するものであります。

介護納付金については、第2号被保険者の減少により345万円を減額措置し、また共同事業拠出金についても、保険財政共同安定化事業拠出金の減に伴い、600万円を減額措置するものであります。

保健事業費については、前年度から生活習慣病予防対策に医療保険者の役割が明確化されたことから、特定健康診査及び特定保健指導の所要経費を引き続き措置するとともに、骨粗しょう症検診等にかかわる費用の助成事業並びに水中運動教室の実施に要する経費を措置するものであります。

また、一般会計で負担している一般被保険者にかかわるインフルエンザ予防接種及び基本健診費用について、都道府県財政調整交付金の対象となる被保険者分を一般会計繰出金として措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、被保険者の後期高齢者医療制度の移行に伴う影響を考慮するとともに、年金からの引き去りや口座振替を積極的に推進し、収納の確保に努めるものであります。

保険料率等については、現行の料率等の枠内基準として、賦課限度額を被保険者間の負担の公平化を図るため、56万円から59万円に増額するものであり、今後は各種医療制度等の動向や基金の推移を見据えながら、見直しを含め慎重に検討するものであります。

退職者医療制度から前期高齢者医療制度への移行に伴い、療養給付費交付金を9,135万円減額し、国庫支出金を1億1,691万9,000円を増額するものであります。前年度創出された前期高齢者交付金については、実績相当額を見込み、7億6,546万1,000円を計上するものであります。

そのほか、国道支出金などの歳出関連で見込まれるすべての収入を措置し、なお不足する3,462万円を国民健康保険基金の取り崩しにより計上するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は18億1,176万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして1億5,881万8,000円の減、率にして8.1%の減となるものであります。

次に、議案第25号平成21年度三笠市介護保険特別会計予算についてであります。平成21年度の保険給付費及び地域支援事業費の見込み額に、介護報酬改定による影響額

を加算し、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、施設入所者や小規模多機能型居宅介護の利用者の増等を考慮し措置するものであります。

地域支援事業費については、温浴施設を活用した介護予防水中運動教室のほか、生活機能の低下や認知症などの介護予防を目的とした健康教室を各地域で実施するために必要な経費を新たに措置するものであります。

また、平成20年度において、保険給付費の増加に伴い財源不足が生じ、北海道財政安定化基金より借り入れを行ったため、その償還金を計上するものであります。

一方、歳入予算であります。まず保険料については、保険給付費の増加や北海道財政安定化基金からの借り入れのほか、介護報酬改定に伴う影響分を考慮し、保険料額を計上するものであります。

また、支払基金交付金、国、道及び市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて計上するものであります。さらに、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金については、介護報酬改定に伴う保険料上昇分を抑制し、被保険者の負担の軽減を図るため、必要な額を繰り入れするものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は14億7,598万1,000円、前年度予算額と比較しまして9,537万8,000円の増、率にして6.9%の増となるものであります。

次に、議案第26号平成21年度三笠市公共下水道事業特別会計予算についてであります。豊かな自然や生活環境、河川の水質保全を図るとともに、清潔で快適な生活を送るための施設整備と適切な管理を基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。職員給与費等、人件費関係では、一般会計に準じて措置するものであり、物件費・維持補修費は、浄化センター、管渠及びポンプ場等の維持管理について措置し、補助費等は、水洗化普及促進のための水洗便所改造補助金等について措置するものであります。

また、平成22年度から企業会計に移行するため、資産評価等の委託料を措置するものであり、積立金については、下水道受益者負担金等を下水道促進化基金に積み立てするものであります。

公共下水道事業は、生活環境の改善などを目的として、汚水管整備費と多賀町、幸町、有明町及び榊町について雨水管整備費を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。分担金及び負担金については、下水道受益者負担金の納入見込み額を計上し、使用料及び手数料については、今後の水洗化の見込み等により計上するものであります。

国庫支出金及び市債等については、歳出関連で見込まれるもののほか、借りかえによる償還金を計上し、財産収入及び諸収入については、現段階で見込まれるものについて計上するものであります。

繰入金については、一般会計繰入金を繰り出し基準に基づき計上するものであり、基金繰入金については、下水道促進化基金から下水道受益者負担金前納報奨金相当額と財源調整額等を取り崩すものであります。

地方債、一時借入金の借り入れの最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、公共下水道事業特別会計予算の総額は12億7,252万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして1億2,492万5,000円の増、率にして10.9%の増となるものであります。

次に、議案第27号平成21年度三笠市育英特別会計予算についてであります。奨学資金の新規貸し付けについては、平成16年度末で廃止し、対象となっている貸付者も平成19年度で終了いたしました。

このことから、歳出予算については、歳入で見込まれる貸付金の返還分などすべての収入を、基金に積み立てるため412万2,000円を措置するものであります。

一方、歳入予算については、貸付金の返還分408万2,000円を見込み、基金運用益金収入及び預金利子を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は412万2,000円となり、前年度予算額と比較しまして53万8,000円の増、率にして15%の増となるものであります。

次に、議案第28号平成21年度三笠市水道事業会計予算についてであります。水道事業については、安心して安全な給水サービスを安定して行うため、老朽管などの更新や施設の管理に努めるとともに、本年度実施の料金改定を踏まえ、健全な運営を図るため、より一層の経営改善と経費の節減に努めてまいります。

なお、事業の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、水道料金の改定による増収を見込み、総額3億5,765万1,000円を計上するものであります。

また、支出については、職員給与費等を一般会計に準じて措置するものであり、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として、総額3億3,332万8,000円を措置し、収支では2,432万3,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支については、まず支出であります。老朽配水管の改良、メーター器の取りかえが主な事業であり、また、企業債償還金については、通常分のほか、借りかえによる償還金を計上し、3億7,577万4,000円を措置するものであります。

なお、今年度も年次計画により漏水調査を実施し、有収率の向上を図るものであります。

一方、収入では支出に関連する企業債及び企業債の借換債分を計上し、2億1,150万円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,427万4,000円は、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであ

ります。

企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、歳入歳出予算に関連して措置するものであります。

以上、水道事業会計の歳出予算額の総額は7億910万2,000円となり、前年度予算額と比較しまして1,889万3,000円の減、率にして2.6%の減となるものであります。

最後に、議案第29号平成21年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、市民の健康を守り24時間の救急体制を確立した当市の基幹病院としての役割を果たすため、医師確保に全力を尽くすとともに、前年度策定した市立三笠総合病院改革プランに基づき、収入の確保と経費の節減などにより経営の改善に努めてまいります。

収入確保に向けた取り組みとしては、一般病床では、平均在院日数の短縮と看護師配置の確保により、平成20年12月から採用している基準看護10対1を引き続き採用し、入院基本料の引き上げを確保するほか、安心した医療サービスの観点から検査などの充実を図り、適切な運営に努め、収入増を図ります。

また、退職者の不補充や臨時職員による対応を図るなど、経費の節減に取り組み、経営を行ってまいります。

まず、収益的収支であります。収入については、医師の確保を目指すとともに、1日平均入院患者数を改革プランよりも5名増の175名とし目標設定した上で、入院・外来収益などを見込むとともに、必要な経費の不足財源対策として一般会計からの繰入金も8,500万円上積みするなど、総額26億1,978万2,000円とするものであります。

また、支出では、材料費や経費など、効率的な執行に努めることを目指し、総額26億1,886万9,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、安全な医療を提供するために、医療機器・器具の整備を図るほか、企業債償還金、年賦購入償還金にかかわる所要額として、総額1億3,072万9,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債、一般会計負担金など総額8,578万8,000円を計上するものであります。

その結果、収益的収支と資本的収支を合わせた内部留保資金の状況は3億9,272万7,000円の資金不足となり、前年度末決算見込みと比較して2,302万6,000円の解消を図るものであります。

以上により、支出予算の総額は27億4,959万8,000円となり、前年度予算額と比較しまして3,203万6,000円の減、率にして1.2%の減とするものであります。

以上、議案第21号から第29号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御

審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第21号から議案第29号までの提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第21号から議案第29号までの質疑は3月12日からの通告質問により行うこととしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎日程第8 議案第1号及び議案第2号について

◎議長（高橋 守氏） 次に、日程の8 議案第1号及び議案第2号について一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第1号三笠市未来づくり基本条例の制定及び議案第2号三笠市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第1号三笠市未来づくり基本条例の制定についてであります。私たちのまちは、今からさかのぼること約300年前の江戸時代、飛騨屋久兵衛がエゾマツ伐採のため、和人として初めて足跡を残し、その後、明治初期に太古の地球の恵みからもたらされた「燃える石・石炭」の発見により、先人が大地を開き、石炭を掘り、北海道で最初の鉄道を敷き、北海道開拓の先鞭と、日本の近代化を担った誇りを持つまちであります。

また、私たちのまちは、石炭産業を中心とする労働者と質の高い農産物を生み出す農業者、これらの生活を支える商業者によって生まれ、人と人との結びつきを重んじ、共存共栄を目指す中で、互いに命を支え合い、助け合うことにより、古くからの協働の精神を醸成し、今日までまちづくりを進めてまいりました。

私たちは、これまで先人が築き上げた誇りと豊かな自然、歴史と文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを、より確かなものとし、新たな発展に努めることにより、「三笠で生まれ」「三笠で育ち」「三笠で働き」「三笠の生活を楽しむ」という安心して暮らせるまちを構築し、次代を担う子ども達に、未来に向かって夢をはぐくめるまちを紡いでいく責任があります。

本条例は、本格的な地方分権の時代を迎えた今日、先人の開拓精神の気概を思い起こし、市民と市がそれぞれの役割を自覚し、協働した中で住民自治を確立し、真に自立した

社会を目指した「誰もが暮らしてみたい田園産業都市の構築」と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」の実現に向け、三笠市における行政運営の基本的理念及び原則を普遍的に進めるため、条例として定めるものであります。

制定の内容は、この条例を行政運営の最も基本となる最高規範に位置づけ、基本理念として市民と市が地方自治を進めるに当たっての根幹的な考え方、目標及び未来へのあるべき姿を定め、この理念を実現するため、新たに未来創造会議を設置し、市民と市長が意見交換することを規定するものであります。

また、地方自治の運営原則では、市民と市が地方自治を確立するために、市政を運営する上での原則として、情報共有、市民参加及び協働の三つを定め、これを実現するための市民及び市の役割と責務等を明確に定めるものであります。

施行期日は、平成21年4月1日であります。

次に、議案第2号三笠市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。

今回の制定は、介護従事者の処遇改善を図ることを目的とした平成21年度からの介護報酬の改定に伴い、第1号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、緊急特別対策として、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を適正に管理運営するための基金を設置するものであります。

制定の内容は、平成20年度中に交付される特例交付金を基金として積み立て、平成21年度から介護報酬の改定に伴う保険料の増額を軽減するための財源として取り崩し、活用することなどについて規定するものであります。

施行期日は、公布の日からであります。

以上、議案第1号及び議案第2号について一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第1号及び議案第2号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第3号から議案第13号までについて

◎議長（高橋 守氏） 次に、日程の9 議案第3号から議案第13号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第3号三笠市表彰条例の一部を改正する条例の制定から議案第13号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定まで一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第3号三笠市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、時代の流れによる表彰に対する考え方の変化等に伴い、市政振興に寄与した者を厳選する表彰制度に見直すため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、貢献賞の廃止及び市政功労区分を分割し、自治功労を新設するとともに、表彰対象者の見直し等を行うものであります。

施行期日は、平成21年4月1日であります。

次に、議案第4号三笠市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改定は、平成15年4月の使用料及び手数料の料率改定から5年が経過し、市民負担の公平性と適切な受益者負担となる使用料率に改める必要から改正するものであります。使用料及び手数料の見直しに当たっては、基本的な考え方として、施設等の性格を考慮し、特定の者が使用する施設または独立採算制を維持すべき施設については、建設費及び施設管理費などの施設にかかわる経費を総原価とし、不特定多数の者が使用するものあるいは観光、教育の振興及び福祉等の施設については、建設費、維持費、補修費の50%を租税で負担する総原価として算定するものであります。

また、使用料及び手数料が法令で定められているもの及び法令等を参考に使用料及び手数料率を定めるものについては、法令及び近隣自治体等を参考に改めるものであります。

以上の考え方により算定し、現行使用料と比較して、基礎数値が50%以上の格差のある使用料については、市民の負担増を考慮して、引き上げ率を上限20%として、以下、原価により基礎数値の割合により段階的に見直したものであります。

その結果、使用料については、改定するものが10件、改定しないものは32件、手数料については、現行の項目を改定するものが31件、新たに追加する項目は8件、現行の項目を削除するものが1件、改定しないものは28件で、今回の引き上げ影響額を242万1,000円と見込むものであります。

改定の内容は、使用料等の項目及び額等について、三笠市情報公開条例のほか13条例を一括して整備を行うものであります。

施行期日は、平成21年7月1日であります。

次に、議案第5号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は三笠市自立対策計画及び三笠市職員適正化計画に基づき、職員定数の適正化を図るため必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、現行の職員定数354名を退職者の不補充により、市長部局の職員6名、教育委員会職員1名、合わせて7名を削除することにより、全体で347名とするものであります。

施行期日は、平成21年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、公民館の開館時間について施設の利用実態に応じた改正を行うものであります。

改正の内容は、土曜日の開館時間の終了を午後9時から5時に変更するものであります。

施行期日は、平成21年7月1日であります。

次に、議案第7号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市営バスの安定した運行を確保するため、運行路線を見直すことにより、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、萱野線を廃止するため、同路線に関する規定を削除するものであります。

施行期日は、平成21年6月1日であります。

次に、議案第8号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、児童福祉法により保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表等の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、平成20年度の国の保育単価基準に準じて、3歳以上児の第6階層、第7階層及び自由契約の保育費用を改めるものであります。

施行期日は、平成21年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、厚生労働省告示の一部改正及び一部事業廃止に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、高齢者ホームヘルプサービス事業及び短期入所事業については、介護報酬の改定に伴い、利用料等の改正を行うほか、高齢者ホームヘルプサービス事業については、介護保険制度開始以前からの利用者に対する利用料を他の利用者との整合性を図るため、改正するものであります。通院搬送サービス事業については、市内の民間事業者が同様の事業を実施していることから、市の事業としては廃止するものであります。

施行期日は、平成21年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市デイサービスセンター設置条例等の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、政令等を根拠にせざるを得ない規定でありながら、同様の内容を具体的に条例で規定していることにより、政令等の改正のたびに条例改正が必要となっているものについては、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、施設の利用負担金など政令等に基づき算定した額を数値により具体的に規定している事項等については、政令名等を引用することで同様の規定となるよう、三笠市デイサービスセンター設置条例ほか6条例を一括して整備するものであります。

施行期日は、平成21年4月1日であります。

次に、議案第11号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、児童福祉法及び高齢者の医療の確保に関する法律施

行令の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、医療費の助成の対象としないものとして、小規模住宅型児童養育事業を行うものに委託された児童を追加し、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、高額医療費に係る75歳以上到達月の特例の創設による自己負担限度額の引用条項を変更することについて、三笠市重度心身障害者医療費条例のほか2条例を一括して整備するものであります。

施行期日は、平成21年4月1日であります。

次に、議案第12号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国民健康保険の被保険者にかかわる葬祭費及び賦課限度額等について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、後期高齢者医療被保険者に支給される葬祭費との均衡を図るため、国民健康保険被保険者の葬祭費を2万円から3万円に増額し、被保険者間の負担の公平化を図るため、国民健康保険料の賦課限度額を56万円から59万円に増額するものであります。

施行期日は、平成21年4月1日であります。

最後に、議案第13号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険料の改定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、3年ごとに見直しを行うこととなっている三笠市介護保険事業計画の新たな計画期間である平成21年度から23年度までの3年間の保険給付見込み額に見合った保険料額に改定するものであります。

施行期日は、平成21年4月1日であります。

以上、議案第3号から第13号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第3号から議案第13号までについて質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第14号 桂沢水道企業団規約の変更に関する協議について

◎議長（高橋 守氏） 日程の10 議案第14号桂沢水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案の理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第14号桂沢水道企業団規約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

今回の提案は、桂沢水道企業団の行財政運営の効率化を図るため、桂沢水道企業団議会の議員定数を削減することに伴い、桂沢水道企業団規約の一部変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により、同企業団を組織する市への協議があり、賛同すべきものと判断するので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(高橋 守氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第14号について質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎日程第11 議案第15号 平成20年度三笠市一般会計補正予算について

◎議長(高橋 守氏) 日程の11 議案第15号平成20年度三笠市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第15号平成20年度三笠市一般会計補正予算(第4回)について提案説明申し上げます。

今回の補正は、住民の生活支援と地域の経済対策を目的とする定額給付金給付事業及び子育て家庭に対する生活安心の確保を目的とする子育て応援特別手当支給事業の実施に伴う所要の措置をするものであり、既定予算額9億6,487万8,000円に1億9,633万円を追加し、予算の総額を9億7,120万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、定額給付金給付事業について、1人につき19歳から64歳までの者には1万2,000円、18歳以下及び65歳以上の者には2万円を給付する経費のほか、給付事務にかかわる所要額について措置するものであります。

民生費では、子育て応援特別手当支給事業について、対象となる子1人につき3万6,000円を支給する経費のほか、支給事務にかかわる所要額について措置するものであります。

一方、歳入については、支出の措置額全額を国庫支出金で計上するものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業の給付等が平成21年度にまたがることから措置するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、質疑を受けます。

猿田議員。

◎8番（猿田重夫氏） 財政難に苦しむ自治体にとって、地方税滞納は深刻な問題であり、定額給付金を差し押さえできないかという問い合わせが、定額給付金室というのですか、国の機関に随分あったそうですけれども、三笠はどのような対応をとったか、そこら辺のあたりを聞かせていただきたいと思います。

◎議長（高橋 守氏） 総務部長。

◎総務部長（森原 裕氏） 国の方針としましては、なるべく趣旨に沿わないということなのですが、最終的な判断は市町村に任せるといことがございますので、私どもといたしましては、やはり収入を確保するという観点から、今、差し押さえをやるような方向で、どのような方法がいいのか含めてちょっと検討したいと思っております。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） ほかにありますか。

佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） この定額給付金は、国のほうにおかれましても、さまざまな議論されて、ようやく実現したという段階でございます。それで、本来ならもっと早くに実現できたようなところもあると思いますけれども、市民の人に聞くと、本当に待ちに待っていたという形で、本当に一日も早くいただきたいという方が多数おられる中で、ようやく実現したと。12月議会でも私も質問させていただきましたけれども、もし実現できたら速やかに運営できるように準備をしていただきたいということで、その部分で三笠市においては、もう年度内、3月30日に交付できるということで、ほかの自治体から見たら早いほうだと私は思いますので、その部分に関しましては、私は本当によくやっていたなということで評価しております。

それで、1点お聞きしたいのですが、申請書というのが実際に私もまだ見ていないものですから、もうちょっと簡単なものなのかなという感じはしたのですが、申請に必要な書類の中で、振込先の預金通帳の写し、わざわざ写しをとってあれしなればならないのか、一応聞いていた段階では、自分の口座番号を書くという、そういう簡単な部分というのを認識していたもので、これ写しという部分に変えたというか、こういうふうになっていたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（高橋 守氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） 一応、口座の写しということなのですが、申請書には一

応口座番号を書いていただくような形になっております。おりますが、現実的に、皆さんから申請いただいて、それを確認した上で、最終的にはこれは口座振り込みということなので、金融機関のほうに間違いのないようなデータをお送りしないといけない。これで番号が間違ったら大変な話になりますので、その上で確認のためにも通帳の写し、写しというのはその番号とそれから口座の振り込みの相手方、それも同姓同名の方もいますし、いろんな名前の方がいますから、そこをはっきりとさせるために、実は通帳の裏に、最初、裏めくりますと、ちゃんと口座番号が書いてありますし、名義人ということで片仮名で何のたれべえと書いてあります。その写しを一緒につけてもらうことで、うちは最終確認をそれをとって間違いのないように、口座が振り込めるようにという形で、その写しもいただきたいということによってやっております。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） 念のためには念を入れるということで、振り込め詐欺という部分でも、もう動いているようですから、本当にその辺も十分注意しながら、間違いのないような形で運営していただきたいと思います。

それと、もう一点、この給付金というのは、私たち市民、私たちの生活支援を行うとともに、やはり地元の経済対策という部分も含めているという形もありますけれども、12月の議会でも訴えさせていただきましたが、地域振興券という部分でかなりの自治体のほうでこの給付金に合わせて、そういう振興券をやるところがあるというふうには報道されて、三笠市のほうも行政の方、また商工会の会長さんもかなり実現に向けて御苦労なさってくれたとお聞きしております。そういう部分で、三笠市の場合は、実現できないということなのですけれども、やはり極力地元で使っていただきたい、もう地元にお金を落としていただきたいということで、ほかの手だてというか、ほかに何か考えがあるのかなのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（高橋 守氏） 松本企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） 今し方、地域振興券というか、結構プレミアつきのことによってやっております。ただ、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、三笠市として、現実としてなかなかちょっとそこは調整ができなくて、今回はそういう形で一般家庭にお金だけが行くという形になります。ただ、私たちとしても、この3月に早目に出すということは、早目に皆さんにお金を渡して、早目にやっぱり使っていただきたい。使ってもらうことによって効果が生まれると。それも、できたら今言ったように、市内ということは、これは形としては今言ったように地域振興券という形では今回は実現はちょっとできませんでしたけれども、そういった面では、皆さんになるべく市内での購入をとという形の声かけはしていきたいというふうには思っております。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） とにかくせつかくこれだけの、三笠にとってもこれだけ大きな金額ですから、極力地元で使っていただけるように、大変難しいでしょうけれども、この4

月1カ月を給付金特別セールというか、割引セールというか、そういう名目でもいいから、これはもう個々のお店の判断ですけれども、もう2割引3割引で給付金特別セールをやりますよと、とにかく地元で使っていただきたいという、これはもうとにかくお願いする以外にないと思います。こういう実現する部分では、ですけれども、何か知恵を絞って、地元で使っていただきたいなと思います。

それと、もう一点なのですけれども、このプレミアム付商品券、25日の北海道新聞ですか、三笠市はこれを実現するというような報道になっていたということで、市民の方からも私のほうにどんどん電話が入りました。こういう報道がなされたということで、この報道に対して、市としては何か手を打ったのか。その後、北海道新聞のほうから謝罪文というか、誤報だったというか、そういうのは恐らく載っていないような気もするのですけれども、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（高橋 守氏） 松本企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） 今し方の新聞記事でございます。私どももあれを見て、現実的にうちのほうでその地域振興券的なものをするということは一切発言をしていません。以前に、まだ出始めのときに、この地域振興券たるもの検討していますという話はしていました。これを、私のほうもちょっと道新のほうに確認しまして、うちのほうでそういったことを発言したことは一切ないと、どうしてですかという中で、それは向こうのほうで間違っ、検討しているという回答をもとに、やるのだということを誤報として実は流しましたと、大変申しわけありませんということで、三笠市に対してはそういう話をいただきました。

ただ、そこで私のほうも、当初は新聞で報道されていますから、当然それを新聞で紹介して、誤報、誤りだったという記事ということに対して、そうなる場所でまた理由を、なぜだという理由もまたつけるというの、またそこで出すことで、市民の皆さんにもちょっと誤解等なあってはいけないということなので、一応道新に対しては厳しくお話をし、今後このようなことないようにということにして、その誤報に対する謝罪文については、実は要求はしておりません。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） 行政のほうと新聞社のほうでそういう話し合いができていれば、それはそれでいいのでしょうけれども、あの新聞を読んだ市民の人たちは三笠市もやると思っています。現実に、今もそうやって思っている人も結構いると思いますので、その辺の対処の仕方というか、何か私たちが聞かれた場合は、違いますよと答えていけますけれども、その辺もちょっと大変な思いしていると思うので、とにかくようやと実現できたものなので、最後まで無事故で運営できるようにお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 副市長。

◎副市長（西城賢策氏） プレミアム付商品券については、確かに議論した経緯がありま

して、私どもも議員言われるように真剣に考えてみました。やはりここは相当程度行政と商工会なりとの連携が必要だなということで、いろいろ議論もやったのですけれども、プレミアム付商品券を、きょうの滝川の例でもありますが、大体3,000組ぐらい出す。そうすると、1万円ぐらいのものを出したとしても、三千数百万ということになると思っています。恐らくそこが大体キャパだろうと思っています、私どもの。一方で、大体今、市内の小売商業というのは、卸も入ると大体160億円ぐらい、大体小売業のほうで、19年度ベースで大体126億円ぐらいですから、総体で言うと、それに対する三千五、六百万円という影響が出るということなので、全体として0.数%ということになると思うのですが、仮に一般商店だけでやって影響を考えても大体1%いくかいかないかの影響だろうと思っておりました。ただ、それにしても、何らかのきっかけになればなということでありまして、そういうふう考えたのですけれども、もう一つ、魅力づくりがなかなか議論していく中でできなくて、これは大変残念なのですけれども、もうちょっと考えてみたほうがいいのではないかと。経済刺激ということであれば、決して、もちろんこれは最高のタイミングではありますけれども、仮にこの後、6カ月なりの期間がありますので、その中で何か検討することができないかと今ちょっと投げかけておまして、よそではそれに伴う福引みたいのを考えたり、いろいろありますので、そんなことも何か景気を刺激するという中で工夫できないのかなということを考えておりました。

ただ、私どものまちですと、御承知のように、やはりイオンさん、農協さんがその大半を持っていくと。前回やったときも、もうほとんど7割8割は生協さんだったのですね。あとのわずか2割かその程度が一般商店ということだったものですから、なかなかここに対して、商店がいろんな手間も含めて考えると難しさがあるというようなことで、私どもとしては少し、この後出てまいりましょうけれども、建設業に関する、建設業だけではありませんけれども、信用保証料の補給ですとか、それから21年度事業をともかく前倒しして出すと。年度内はやっても恐らく1週間ぐらいの差ですから、来年度早々にももう思い切り出せということをお言っておまして、この影響が恐らく今の試算では大体4,000万円ぐらいのものが年度当初に、それが全部ではありませんけれども、単独費でなければ出せない関係がありまして、4,000万円以内で出せるのではないかとということで今考えておまして、そういう対策をしっかりとやっていこうと。やはり経済ですから、上流産業に金を落とさない限り下流に落ちてきません。下流にどんどんつぎ込んでもなかなかいかないという関係がありますから、上から何とか金を落としたいということで、今、そんなことも考えて、特に建設部長には指示しているところでございます。

そんなことで御理解いただければと思っております。

◎議長（高橋 守氏） 儀惣議員。

◎7番（儀惣淳一氏） 私としては、国が地方に向けて現金で給付するわけですから、現金で給付して当たり前だなというような解釈をしているのですけれども、それで、先ほどの猿田議員の関連した話なのですけれども、国が国民に向けて消費を促すというのが大前

提だと。というふうに考えれば、先ほど森原部長さらっと答弁されましたけれども、道新に載っていた定額給付金差し押さえたいが云々という記事になりましたよね。これは国としてはそうではないけれども、地方に任せると。そして、法律の縛りもないというようなことだと思うのですけれども、それで、そこで大前提ということなのですから、果たして例えば水道料なり税金なりの滞納に充てることが国が示す消費につながるようになるのかということと言わざるを得ないのですけれども、それで、部長、あしたかきょう、もう発送始めるのでしょうか。それで、今の時点でまだ考え中ということにはちょっと遅いのではないかと、考え方が決まっていけないというのは。検討しますということにはならないのではないかとというような感じがしたのです。先ほどの答弁聞いて。もうこういうことは、既に決まっていますし、しかるべきことで、こうやったらだめ、ああやったらだめということではなくて、冒頭に消費が前提ということがあるものですから、それを考慮して考えは既にまとまっていると僕は実は解釈しているのです。その辺、もう少し詳しく聞かせていただけますか。

◎議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

◎総務部長（森原 裕氏） 基本的に消費それから生活支援ということでありましてけれども、ただ自治体としてやはり市の収入も確保しなければならない部分ありますので、それで先ほど検討というのは、基本的には、そういう一定の要件に当たった人に対してはやりたいと思っていますので、だれでもかれでもというのではない。それから、当然、滞納処分、差し押さえをできる税目等がありますので、その部分に対しての部分でやりたいと思っています。それで、その手法として、例えば所得税の還付金なんかもそうなのですから、還付金を差し押さえして、それが本人の口座に入らないで、直、市のほうに入るようなシステムになっているのですけれども、今、現在この給付金が本人の口座に入れないで、それを差し押さえをして、市の口座に入ることができるのかどうか。あるいは、一回口座に入ったものを、それを預金として差し押さえをすることができるのかということ。今ちょっとその辺の法的な解釈の部分があるものですから、今それを詰めているという段階です。基本的にやりたいということと思っています。

一応そんなことで、ただいづれにしても、現段階では、あした申請書発送しまして、申請を受け付けして、基本的には30日の日に口座に振り込みたいと思っていますので、ですから、それまでには一定の考え方をまとめて、しかるべき処置をとりたいと思っています。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） ほかに質疑ないでしょうか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第15号については、委員会付託を省略し、即決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。
これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第15号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、議案第15号平成20年度三笠市一般会計予算補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第16号から議案第20号までについて

◎議長(高橋 守氏) 日程の12 議案第16号から議案第20号までについてを一括議題とします。

市長から提案の理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第16号平成20年度三笠市一般会計補正予算(第5回)から議案第20号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第3回)まで一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第16号平成20年度三笠市一般会計補正予算(第5回)についてですが、今回の補正は、既定予算額97億6,120万8,000円に4億9,813万円を追加し、予算の総額を102億5,933万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、前年度繰越金及び土地開発公社貸付金償還金並びにその他一般財源等の整理分を備荒資金組合へ超過納付するほか、指定寄附による目的基金への積み立てを措置するものであります。

また、電気料の燃料調整費及び基本料の価格上昇に伴い、各団体等への電気使用料補助金など関連する経費を措置するほか、その他事業費の確定により予算整理をするものであります。

民生費では、認知症高齢者のため、民間事業者が実施する公的介護施設整備に間接補助するほか、介護保険特別会計繰出金について、保険給付費の増額分及び介護報酬改定等に伴うシステム改修に関する分を新たに措置するものであります。

衛生費では、市立病院の維持確保を図るため、市立病院経営健全化計画と今年度の収支計画見込み額との差額及び地方公共団体財政健全化法による資金不足比率対策として経営対策補助金を措置するものであります。

商工費では、景気低迷及び原材料価格の高騰による中小企業者に対する緊急的な支援策

として、信用保証料補給制度を新たに創設するため、必要な所要額を措置するほか、企業誘致の促進を目的に取得した三笠第2工業団地用地の取得費について、国が創設した地域活性化・生活対策臨時金交付制度を活用することに伴う予算整理をするものであります。

また、土地開発公社健全化方針に基づき、三笠鉄道村駐車場の供用済み土地を取得整理するものであります。

公債費については、借入利率の確定等に伴う整理を行うものであります。

一方、歳入については、地域活性化・生活対策臨時交付金などの国庫支出金及び諸収入など、歳出関連の特定財源2億9,370万1,000円を増額するほか、一般財源については、普通交付税の決定上積み分及び前年度繰越金の未計上分など2億442万9,000円を計上するものであります。

次に、議案第17号平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、既定予算額2億880万7,000円に330万円を追加し、予算の総額を2億1,210万7,000円とするものであります。

まず、歳出であります。平成21年度からの新たな保険料軽減措置に対応するため、後期高齢者医療保険料徴収システムの改修が必要となることから、改修費用330万円を増額措置するものであります。

一方、歳入については、歳出におけるシステムの改修事業の補助金として国庫支出金330万円を増額計上するものであります。

次に、議案第18号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は既定予算額20億1,773万4,000円から8,370万円を減額し、予算の総額を19億3,403万4,000円とするものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、一般療養給付費の実績額増加に伴い4,300万円を増額措置し、退職療養給付金の整理に伴い1億2,700万円を減額するほか、短期資金利子の増加に伴い公債費を30万円増額するものであります。

一方、歳入については、歳出における一般療養給付費の増額に伴い追加交付となる国庫支出金5,888万円を増額計上し、退職療養給付金の整理に伴い療養給付費等交付金を1億2,700万円減額するほか、国庫支出金の追加交付に伴い増額見合い分1,558万円を国民健康保険基金繰入金から減額するものであります。

次に、議案第19号平成20年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は既定予算額13億9,186万円に8,560万5,000円を追加し、予算の総額を14億7,746万5,000円とするものであります。

まず、歳出であります。制度改正に伴い、介護保険システム改修が必要となることから、212万9,000円を計上し、保険給付費については、施設入所者及び小規模多機能型居宅介護の利用者の増加等により7,336万1,000円を増額するものであります。

また、基金積立金については、介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇分を抑制するた

め、国から交付される1,011万5,000円を今回新たに設置する介護従事者処遇改善臨時特例基金へ積み立てするため措置するものであります。

一方、歳入については、保険給付費の特定財源として国庫支出金など7,361万5,000円を増額するとともに、不足する財源は介護給付費準備基金から299万円の繰り入れと北海道財政安定化基金から900万円の借り入れにより対応するものであります。

最後に、議案第20号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は予算の整理と財政健全化法で定められている資金不足比率の対策に伴う措置を行うものであります。

まず、収益的収入支出であります。支出については、昨年8月に発生した院内での転倒事故に関する費用を追加するほか、中途退職者の不補充対応などを図り、人件費を抑制したことによる予算残、患者数の減に伴う材料費及び経費などの予算を整理し、1億2,916万8,000円を減額することにより、支出の総額を24億9,977万7,000円とするものであります。

一方、収入については、医師確保に最善を尽くし、一定の人員を整えましたが、診療報酬改正の効果が希薄であったこと、人口減、さらには個人本人負担割合の影響など医療を取り巻く環境は引き続き非常に厳しく、患者数は当初の予定数を大きく下回り、入院においては2億5,279万7,000円、外来については5,300万9,000円の減を見込むものであります。

このようなことから、平成20年においても、赤字を余儀なくされる状況にあり、加えて平成19年度から繰り越した資金不足額に対する対応のため、一般会計から3億1,000万円繰り入れを増額し、収入の総額を26億2,898万1,000円とすることにより、財政健全化法で定められている資金不足比率の基準について達成を図るものであります。

この結果、収益的収入支出差引では、1億2,920万4,000円の利益が生じる見込みであります。

次に、資本的収入支出であります。支出のうち建設改良費について入札結果に基づき減額し、あわせて企業債の対象額も減額となったことに伴い、収入についても整理を行うものであります。

これらにより、平成20年度末における不良債務は、平成19年度決算と比較して1億4,724万円解消し、4億1,575万3,000円の見込みとなり、資金不足比率は財政健全化法に関する基準である20%以下を達成し、19.68%となる見込みであります。

以上、議案第16号から第20号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第16号から議案第20号までについて質疑を保留し、通告質

間終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第13 議案第30号 三笠市公平委員会委員の選任について

◎議長(高橋 守氏) 日程の13 議案第30号三笠市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案の理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第30号三笠市公平委員会委員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市公平委員会委員澁谷巖氏及び片桐昇氏の平成21年3月31日付任期満了に伴い、その後任者として、引き続き片桐昇氏と新たに安藤雄一氏を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

再任の片桐昇氏は、昭和13年7月12日生まれで70歳、住所は三笠市幸町10番地20であります。同氏は、平成17年4月1日から三笠市公平委員会委員に就任し、現在に至っております。

また、新任の安藤雄一氏は、昭和16年2月7日生まれで68歳、住所は三笠市美園町8番地40であります。同氏は、昭和39年4月から中学校教諭として勤務、その後、教頭、校長を歴任し、平成13年3月、三笠市立三笠小学校校長を最後に定年退職、平成16年4月からは心身障害者通所授産施設ななかまど共同作業所所長に就任し、現在に至っております。

両氏とも三笠市公平委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(高橋 守氏) お諮りします。

本案につきましては、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第30号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第30号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（高橋 守氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月7日から3月11日までの5日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

3月7日から3月11日までの5日間休会とすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） 本日は、これをもって散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員